

宮城県立精神医療センター 白衣等洗濯業務に係る仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立精神医療センター（以下「発注者」）における白衣等洗濯業務の基準事項を規定するものである。

1. 件名

白衣等洗濯業務

2. 目的

本調達は、宮城県立精神医療センターの職員が病院業務を行うにあたり着用する白衣や、患者が利用する寝具等の洗濯を行うことにより、清潔で快適な院内環境の整備に資することを目的とする。

3. 納入場所

宮城県立精神医療センター 宮城県名取市手倉田字山無番地

4. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5. 品目及び1年間の予定数量

別紙1の通り

6. 業務内容

- (1) 受注者は、クリーニング業法第3条第3項の定める衛生基準に従い、洗濯をする白衣等を適正に処理すること。
- (2) 搬入搬出は発注者の指定した納入場所において行うものとし、その都度、数量の確認を行うこと。
- (3) 集配は週2回以上行い、祝日や年末年始等の集配（回収及び納入）業務は、発注者と協議の上で、できる限り病院業務に支障が無いように対応すること。
- (4) 納入された洗濯物に不備があった際は、再度洗濯等を行うこと。
- (5) 別紙1の品目以外に洗濯が必要となった場合には、発注者と受注者が協議の上、単価を決定すること。
- (6) 受注者はこの仕様に基づく業務を実施した後は、速やかに業務内容を記載した報告書を発注者に提出すること。

7. 請求・支払方法

受注者からの請求は、毎月末日締めとし件数を整理集計の上、総務財務グループへ提出すること。

発注者は、請求書を受領した日から30日以内に支払うこと。

8. その他

この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また、不明な点が生じた場合は発注者と受注者が協議し決定すること。